

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	木 下 誠 司 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	町 田 正 博 君
会計管理者兼 会 計 課 長	中 村 桂 君	消 防 主 任	中 山 雅 夫 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	衣 斐 修 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	渡 部 善 充
書 記	木 村 貴 江		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第1号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

日程第3 議第2号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

日程第4 議第3号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第5 議第4号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 日程第6 議 第 5 号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議 第 6 号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について
- 日程第8 議 第 7 号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議 第 8 号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第10 議 第 9 号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議 第 10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第12 議 第 11号 町道路線の認定について
- 日程第13 議 第 12号 指定管理者の指定について
- 日程第14 議 第 13号 平成29年度垂井町一般会計予算
- 議 第 14号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計予算
- 議 第 15号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計予算
- 議 第 16号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
- 議 第 17号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
- 議 第 18号 平成29年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議 第 19号 平成29年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議 第 20号 平成29年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議 第 21号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議 第 22号 平成29年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第15 議会議案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、12番 栗田利朗君、1番 太田佳祐君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に監査委員から検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第1号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第2、議第1号 垂井町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号 垂井町個人情報保護条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第2号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、議第2号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第3号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、議第3号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第4号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、議第4号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第4号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第5号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第6、議第5号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第6号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第7、議第6号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第8、議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第8号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第9、議第8号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第9号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第10、議第9号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関

する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第11、議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第11号 町道路線の認定について

○議長（丹羽豊次君） 日程第12、議第11号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号 町道路線の認定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第12号 指定管理者の指定について

○議長（丹羽豊次君） 日程第13、議第12号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第12号 指定管理者の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 日程第14 議第13号 平成29年度垂井町一般会計予算
議第14号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計予算
議第15号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計予算
議第16号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
議第17号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
議第18号 平成29年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
議第19号 平成29年度垂井町介護保険特別会計予算
議第20号 平成29年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
議第21号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
議第22号 平成29年度垂井町水道事業会計予算
-

○議長（丹羽豊次君） 日程第14、議第13号 平成29年度垂井町一般会計予算から議第22号 平成29年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら10議案については、予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長報告を求めます。

予算審査特別委員長 中村ひとみ君。

〔予算審査特別委員長 中村ひとみ君登壇〕

○予算審査特別委員長（中村ひとみ君） ただいま一括議題となりました議第13号 平成29年度垂井町一般会計予算から議第22号 平成29年度垂井町水道事業会計予算までの10議案について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月6日、8日、9日の3日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から詳細な説明を聴取しつつ、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会に付託されました10議案について、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（丹羽豊次君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより10議案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

10議案に対する委員長報告は、いずれも可決するものとなっております。

議第13号から議第22号までの平成29年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、各案はいずれも委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議会議案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

○議長（丹羽豊次君） 日程第15、議会議案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 議会議案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について説明をいたします。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化しております。

平成27年4月に行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373の町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

御承知のとおり、議院を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が、議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、よろしく御審議のうえ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成29年第1回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時23分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 栗 田 利 朗

会議録署名議員 太 田 佳 祐